

第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案
第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案を次のように提出する。

令和3年3月26日提出

提出者 神戸市会議員

松 本 のり子	森 本 真	大かわら 鈴子
山本 じゅんじ	西 ただす	味口 としゆき
今 井 まさこ	林 まさひと	あわはら 富夫
浦 上 忠 文	小 林 るみ子	高橋 ひでのり
香 川 真 二		

第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件に対する修正案
第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件の一部を次のように修正する。

第1条中第4条の改正を次のように改める。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担

すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等の医療費の被保険者等負担額の全額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によって国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）、訪問

すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあっては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあっては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあっては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によって国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）若しく

看護療養費若しくは特別療養費
(食事療養を除く。以下同じ。)
の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又
は組合員が対象乳幼児等に係る家
族療養費(食事療養を除く。),
家族訪問看護療養費又は特別療養
費の支給を受けたとき。

は特別療養費(食事療養及び指定
訪問看護事業者による療養を除
く。以下同じ。)の支給を受けた
とき。

(2) 社会保険各法により被保険者又
は組合員が対象乳幼児等に係る家
族療養費(食事療養を除く。)又
は特別療養費の支給を受けたと
き。

2 前項の一部負担金(以下単に「一
部負担金」という。)の額は、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ、医
療担当者等(診療、薬剤の支給又は
手当を行う病院、診療所、薬局その
他の者をいう。以下同じ。)ごとに
当該各号に定める額とする。

(1) 対象乳幼児等である幼児等(6
歳の誕生日の前日以後の最初の3
月31日までの間にある者に限
る。)の外来に係る医療費の場合
次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める額
ア 当該被保険者等負担額の1日
当たりの合計額が400円を超
えるとき。 400円

イ 当該被保険者等負担額の1日
当たりの合計額が400円以下で
あるとき。 当該合計額の全額

(2) 対象乳幼児等である幼児等(6

歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。），小児及び児童の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該被保険者等負担額に3分の2を乗じて得た額の1日当たりの合計額が400円を超えるとき。 400円

イ 当該被保険者等負担額に3分の2を乗じて得た額の1日当たりの合計額が400円以下であるとき。 当該合計額の全額

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う病院又は診療所は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の医療担当者等とみなす。

4 第1項本文の規定にかかわらず、対象乳幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合であつて、同一の月において同一の医療担当者等に一部負担金の支払を2回以上行ったときは、その月のその後の期間内に当該医療担当者等において医療を受ける場合の被保険者等負担額の全額を助成する。この場合において、同一の日に同一の医療担

当者等に 2 回以上行つた一部負担金の支払の合計額は、その合計額を 1 回の一部負担金の支払額とみなす。

5 第 6 条第 2 項の助成（対象乳幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費に関するものに限る。）の場合であつて、同一の医療担当者等で同一の月に 2 日以上医療を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から一部負担金を 1 日当たり 400 円として 2 日を限度に乗じた額を控除した額を助成するものとする。
ただし、次条第 1 項ただし書に規定する資格者が、当該医療担当者等で当該期間内に支払った初めの 2 日分の当該被保険者等負担額につき、1 日当たりの支払額がそれぞれ 400 円以下である旨の申立てを行い、これを市長が認めるときは、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から当該申立てに係る額の 2 日分の合計額を控除した額を助成するものとする。

6 市長は、対象者が医療担当者等に一部負担金を支払うことが困難であると認めるときその他特別の理由が

あるときは、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、一部負担金を免除することができる。

第1条中第5条の改正を次のように改める。

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長が別に定める。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の18歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 資格者は、対象乳幼児等が医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。）から、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療担当者等に受給者証を

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長が定めるところにより、乳児に係る医療費の助成、幼児等に係る医療費の助成、小児に係る医療費の助成及び児童に係る医療費の助成の全てについて共通のものとすることができ、これらの医療費の助成のうち2のものについて共通のものとすることができ、又はこれらの医療費の助成ごとに別のものとすることができます。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の15歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 資格者は、対象乳幼児等が医療担当者等から、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療担当者等に受給者証を提示しなければならない。

提示しなければならない。

第1条中第5条の改正の次に次のように加える。

第7条 削除

(一部負担金の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法に

より医療費の助成を受ける資格者

は、医療を受ける際、一部負担金

(その額に5円未満の端数があると

きはこれを切り捨て、5円以上10円

未満の端数があるときはこれを10円

に切り上げるものとする。)を医療

担当者等に支払うものとする。

(参考)

第14号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件 ぬきがき

(_____は、修正部分を示す。)

(修正案)

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等の医療費の被保険者等負担額の全額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることがあるときは、この限りでない。

(原案による改正後)

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児、児童及び高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項ま

での規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によって国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1), (2) [略]

(1), (2) [略]

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) 対象乳幼児等である幼児等（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が400円を超えるとき。

400円

イ 当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が400円以下であるとき。
当該合計額の全額

(2) 対象乳幼児等である幼児等（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の外来に係る医療費の場合 次に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該被保険者等負担額に 3 分の 2

を乗じて得た額の 1 日当たりの合計

額が 400 円を超えるとき。 400 円

イ 当該被保険者等負担額に 3 分の 2

を乗じて得た額の 1 日当たりの合計

額が 400 円以下であるとき。 当該合

計額の全額

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ

行う病院又は診療所は、前項の規定の適用

については、歯科診療及び歯科診療以外の

診療につきそれぞれ別個の医療担当者等と

みなす。

4 第 1 項本文の規定にかかわらず、対象乳

幼児等のうち幼児等、小児及び児童の外来

に係る医療費の場合であつて、同一の月に

おいて同一の医療担当者等に一部負担金の

支払を 2 回以上行つたときは、その月のそ

の後の期間内に当該医療担当者等において

医療を受ける場合の被保険者等負担額の全

額を助成する。この場合において、同一の日

に同一の医療担当者等に 2 回以上行つた一

部負担金の支払の合計額は、その合計額を

1 回の一部負担金の支払額とみなす。

5 第 6 条第 2 項の助成（対象乳幼児等のう

ち幼児等、小児及び児童の外来に係る医療

費に関するものに限る。）の場合であつて、

同一の医療担当者等で同一の月に 2 日以上

医療を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から一部負担金を1日当たり400円として2日を限度に乘じた額を控除した額を助成するものとする。ただし、次条第1項ただし書に規定する資格者が、当該医療担当者等で当該期間内に支払った初めの2日分の当該被保険者等負担額につき、1日当たりの支払額がそれぞれ400円以下である旨の申立てを行い、これを市長が認めるときは、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から当該申立てに係る額の2日分の合計額を控除した額を助成するものとする。

6 市長は、対象者が医療担当者等に一部負担金を支払うことが困難であると認めるときその他特別の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、一部負担金を免除することができる。

(資格の認定等)

第5条 [略]

2～5 [略]

6 資格者は、対象乳幼児等が医療担当者等
(診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)
から、診療、薬剤の支給又は手当を受ける

(資格の認定等)

第5条 [略]

2～5 [略]

6 資格者は、対象乳幼児等が医療担当者等
から、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療担当者等に受給者証を提示しなければならない。

際，当該医療担当者等に受給者証を提示しなければならない。

第7条 削除

(一部負担金の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける資格者は，医療を受ける際，一部負担金（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て，5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）を医療担当者等に支払うものとする。